

千葉県浄化槽取扱指導要綱

第1 目的

この要綱は、法令等に定めるほか、浄化槽の設置基準及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、浄化槽による尿尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、用語の意義は浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、浄化槽法施行細則（昭和60年千葉県規則第58号）、及び千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号）にそれぞれ定めるところによる。

第3 設置等の手続に係る添付図書及び部数

浄化槽を設置し、又は変更しようとする場合の手続に添付する図書と部数は、それぞれ次のとおりとする。

1. 建築基準法に基づく場合

建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）をする場合は、別表第1又は別表第2に示す図書についてそれぞれの部数を確認申請書又は計画通知書に添付すること。

また、千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号）及び特定行政庁である市長が建築基準法の施行に関して定める規則の規定による設計変更届等により提出する場合の添付図書も同様とする。

なお、市町村の建築担当課に確認申請等又は設計変更届等の書類を提出する時に社団法人千葉県浄化槽検査センター（以下「検査センター」という。）あての浄化槽法第7条検査依頼書を併せて提出すること。

2. 浄化槽法に基づく場合

浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を提出する場合は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚・建令第1号）第3条又は第4条の規定による図書のほか、別表第1又は別表第2に示す図書についてそれぞれの部数を添付すること。

なお、保健所に上記届出書を提出するときに検査センターあての浄化槽法第7条検査依頼書を併せて提出すること。

第4 設置基準

浄化槽を設置する場合は、次の各基準によること。

1. 処理対象人員の算定基準等

(1) 処理対象人員、計画汚水量及び水質の設定にあたっては、財団法人日本建築センター発行の「屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準・小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説」等を参考としたうえで、次の各事項について十分検討し、総合的に考察のうえ決定すること。

ア 類似の用途及び相応する使用実態の建築物における給水量、汚水量及び流入水質等に関する実測調査資料

イ 計画建築物の給水設備能力及び計画給水量等

(2) (1)にかかわらず、専用住宅（建売住宅及び共同住宅を除く）に設置する合併処理浄化槽で居住人員が明らかな場合には、実情に応じて実居住人員を処理対象人員とすることができる。ただし、5人以下の場合は5人とする。

(3) 浄化槽の設置は、原則として一敷地に一つの浄化槽とすること。

また、団地形成の場合においても、一団地当たりの処理対象人員が印旛・手賀沼水域に係る区域については51人以上、その他の地域については、101人以上である場合は、原則として一団地に一つの合併処理浄化槽とすること。

(4) 浄化槽としての正常な機能を発揮できない使用形態の場合は、くみとり便槽等とすること。また、一敷地で浄化槽とくみとり便槽との併用はしないこと。

2. 水質基準

(1) 浄化槽の放流水の水質は次表を満足すること。

浄化槽	処理対象人員	区 域	放流水質 (BOD mg/l)
合併処理 浄化槽	501人以上	県下全域	10以下
	101人以上 500人以下	「印旛・手賀沼水域及び環境基準A類型指定水域」に係る区域（別図第1参照）	10以下
		上記以外の区域	20以下
	100人以下	「印旛・手賀沼水域及び環境基準A類型指定水域」に係る区域（別図第1参照）	30以下
		上記以外の区域	60以下
単独処理 浄化槽	50人以下	県下全域	90以下

1. 「印旛・手賀沼水域及び環境基準A類型指定水域」とは別表第3に掲げる河川、湖沼及び海域等をいい、「係る区域」とは、これらに流入する水路等をいう。

2. 処理対象人員201人以上の施設にあつては、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年千葉県条例第50号）による規制の適用を受けることがあるので、BOD以外の規制項目にも留意すること。

(2) 処理対象人員100人以下の浄化槽を設置しようとする場合は、放流水のBODが20mg/l以下である性能を有する構造の合併処理浄化槽を設置するよう努めること。

(3) 処理対象人員51人以上の浄化槽を設置しようとする場合は、窒素、リンの除去が可能な構造の合併処理浄化槽を設置するよう努めること。

3. 浄化槽の構造

浄化槽の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3.2条の規定により建設大臣の指定する構造とするほか別表第4に定める構造とすること。

4. 放流先

浄化槽を設置しようとする者は、放流先について環境衛生上又は利水上、支障を生じないように、あらかじめ次の事項を確認し、所定の措置を講じた上で、設置手続きを行うこと。

なお、放流先について、法令等の定めによる許可又は協議等が必要とされる場合はこれらの手続きが終了したことを証する書類の写しを添付すること。

(1) 放流先は、放流水を放流する水路等を有し、かつ、放流水の疎通が適当であるかどうか。

(2) 公共用の水路、河川、湖沼、池、海又は道路側溝等に放流する場合は当該管理者の承諾が必要かどうか。

(3) 私有の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、放流に伴う紛争を防止するための民事上必要な相隣関係の措置が必要かどうか。

5. 放流先のない場合

適当な放流先がない場合は、くみ取り便槽等とすること。ただし、次の方式により敷地内で放流水を処理する場合は、この限りでない。

(1) 貯留方式

貯留方式のものにあっては、当該市町村から貯留水の受入れを認められたものであること。

(2) その他

千葉県浄化槽行政連絡協議会の構造等の協議を経たのち、知事及び特定行政庁が認めた処理方式であること。

第5 関係者の責務

1. 浄化槽製造業者

浄化槽製造業者は、浄化槽を県内に供給する場合には、次の事項を遵守すること。

(1) 合併処理浄化槽の普及促進に努めること。

(2) 浄化槽工事業業者及び浄化槽保守点検業者に対し、その工事方法又は保守点検方法等について技術研修を行うこと。

(3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法、保守点検及び清掃の必要性並びに浄化槽法第7条の規定による検査（以下「7条法定検査」という。）及び浄化槽法第11条の規定による定期検査（以下「11条法定検査」という。）を受けること等を周知徹底させるため、印刷物を作成、配布すること。

- (4) 社団法人千葉県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）に加入し、地域の特性を把握し、関係者との連携を深めるよう努めること。
- (5) 浄化槽製造業者は、販売から工事に至るルートを常に把握しておくこと。
- (6) 浄化槽製造業者は、自社の製品が適正に設置されたかどうかを浄化槽工事業者（浄化槽法第33条第3項に規定する届出をした建設業者を含む。以下同じ。）が作成した施工結果報告書（様式第5号）により把握するとともに浄化槽協会に報告すること。

2. 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 合併処理浄化槽の普及促進に努めること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用法、保守点検、清掃及び11条法定検査を受けることの必要性について説明するよう努めること。
- (3) 浄化槽管理者に対し、7条法定検査を受けるよう指導し、手続の委託を受けるよう努めること。
- (4) 浄化槽協会に加入し、専門的知識及び技術の向上等に努めること。
- (5) 浄化槽工事業者は、昭和60年9月27日付、厚・建令第1号「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽設置等の届け出に関する省令」に基づき施工を行い様式第5号による施工結果報告書を作成し、設置者及び浄化槽製造業者に報告するとともに、浄化槽工事帳簿（昭和60年5月27日付、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第10条による）と併せて保管すること。
- (6) 浄化槽工事業者は、県の指定する「浄化槽設備士による工事済証」（様式第6号）を、設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。

3. 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 保守点検契約を締結した場合は、県の指定する保守点検契約済証（様式第1号）を設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し11条法定検査を受けるよう指導し、手続きの委託等を受けるよう努めること。
- (3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに清掃及び7条法定検査を受けることについて指導すること。
- (4) 浄化槽清掃業者との連携を図ること。
- (5) 社団法人千葉県環境保全センター（以下「保全センター」という。）に加入し、専門的知識及び技術の向上等に努めること。

4. 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 清掃を行った場合は、県の指定する清掃済証（様式第2号）を設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し11条法定検査を受けるよう指導し、手続きの委託を受けるよう努めること。
- (3) 浄化槽保守点検業者との連携を図ること。
- (4) 保全センターに加入し、専門的知識及び技術の向上等に努めること。

5. 建築士

建築士は、浄化槽の計画を含む建築物の設計、確認申請等の手続の代理業務又は工事監理を行う場合は、関係法令及びこの要綱を十分理解し、次の事項を遵守すること。

- (1) 設計又は確認申請等の手続の代理業務を行う場合においては建築主に対し、浄化槽の計画の有無を事前に確認し、設置する場合には、第3及び第4の規定に関して遺漏のないよう注意すること。
- (2) 合併処理浄化槽の普及促進に努めること。
- (3) 工事監理を行う場合は、設置手続の有無について確認するとともに、工事の内容と設置手続の内容との照合を行い、必要に応じて、建築主に報告して設置等の手続を踏ませるとともに、関係法令等に照らして適正な工事監理を行うこと。
- (4) 建築主に対し、浄化槽の保守点検及び清掃並びに7条及び11条法定検査が必要であることについて説明するように努めること。

6. 建築請負業者

建築請負業者（直営の場合は建築主を含む。以下同じ。）は、浄化槽を含む建築物の工事を施工する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 浄化槽に係る設置手続が関係法令及びこの要綱に基づき完了していること並びに浄化槽の工事の計画が設置手続の内容と相違していないことを確かめること。
- (2) 設置しようとする浄化槽の浄化槽工事業者が単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽の概要書に記載されている浄化槽工事業者であることを確かめること。
- (3) (1)において設置手続が完了していない場合若しくは浄化槽の工事の計画が設置手続の内容と相違している場合又は(2)において概要書に記載されている浄化槽工事業者以外の浄化槽工事業者により工事をさせようとする場合には、浄化槽に関する工事に先立って、建築主又はその委託を受けた建築士に必要な手続を行わせること。
- (4) 建築主に対し、浄化槽の保守点検及び清掃並びに7条及び11条法定検査が必要であることについて説明するよう努めること。

7. 浄化槽管理者

浄化槽管理者は次の事項を遵守すること。

(1) 生物化学的酸素要求量（BOD）の測定

処理対象人員501人以上の単独処理浄化槽及び処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽にあつては、次表のとおり定期的に放流水の生物化学的酸素要求量に関する水質測定を実施すること。

浄化槽	処理対象人員	頻度
合併処理浄化槽	51人以上100人以下	6月に1回以上
	101人以上500人以下	3月に1回以上
	501人以上	1月に1回以上
単独処理浄化槽	501人以上	1月に1回以上

(2) 管理主体の明確化

団地や集合住宅等の共有施設にあっては、維持管理の徹底を図るため、維持管理組合を設立する等の措置を講じ、管理主体を明らかにしておくこと。

第6 浄化槽協会、保全センター及び検査センターの責務

1. 浄化槽協会及び保全センター

浄化槽協会及び保全センターは、その会員等に対し、社会的使命の重要性を認識させるとともに浄化槽の製造販売、工事、保守点検及び清掃に関する指導監督に努め、次の事項を行うものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の普及促進に努めること。
- (2) 会員に対し、専門的知識及び技術の向上を図るための教育を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対する浄化槽の知識普及を図ること。
- (4) 浄化槽の設置及び維持管理上の苦情等に対処するため、浄化槽相談員を置くなど適切な処置を講ずること。
- (5) 7条及び11条法定検査の受検促進について会員に対し指導するとともに、その法定検査結果について調査説明等を行い、会員等に対し指導をすること。
- (6) 浄化槽行政の円滑な推進に協力すること。

2. 検査センター

検査センターは、社会的使命の重要性を認識し、公正な検査業務を行うとともに、次の事項を行うものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、7条及び第11条の法定検査を受けなければならない旨の啓発に努めるとともに、その法定検査結果を各行政機関に報告すること。
- (2) 検査後は、浄化槽管理者に適切な助言を行うこと。
- (3) 浄化槽行政の円滑な推進に協力すること。

第7 浄化槽行政連絡協議会及び浄化槽地区対策協議会の設置等

1. 浄化槽行政連絡協議会

浄化槽行政を円滑に推進するため、環境部生活環境課、都市部建築指導課、保健所、土木事務所、都市計画事務所及び各特定行政庁で構成する浄化槽行政連絡協議会を設置して、次の事項を行うものとする。

- (1) 浄化槽行政に関する、連絡、調整等に関すること。
- (2) 第4の5の(2)の規定による構造等の協議に関すること。
- (3) その他浄化槽に係る諸問題の協議。

2. 浄化槽地区対策協議会

各地区の浄化槽行政を円滑に推進するため、保健所、支庁、土木事務所、都市計画事務所、市町村及び関係団体等で構成する浄化槽地区対策協議会を保健所に設置して、次の事項を行うものとする。

- (1) 浄化槽行政に関する、連絡、調整に関すること。
- (2) 浄化槽管理者に対する浄化槽の知識普及に関すること。
- (3) その他浄化槽に関し必要と認めること。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の第3の規定による添付図書のうち、別表第1及び別表第2で定める単独浄化槽概要書、合併浄化槽概要書については、昭和60年11月30日までは昭和54年5月1日施行の千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱(以下「旧要綱」という。)の単独浄化槽仕様書及び合併浄化槽仕様書をもって代えることができる。
- 3 この要綱の第4の1の(2)の印旛・手賀沼水域に係る区域の規定については、昭和60年12月31日までは適用せず、旧要綱どおり101人以上を対象とする。
- 4 この要綱の第5の3の(1)の規定による保守点検契約済証については、昭和61年3月31日までは旧要綱の保守点検契約済証をもって代えることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和62年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

別表第1 合併処理浄化槽の設置等の手続に係る添付図書及び部数

添 付 図 書	添 付 部 数	
	確 認 等	届 出
1 合併処理浄化槽概要書（様式第3号）	4部	4部
2 浄化槽の設置場所、放流水の放流経路及び付近の状況を示した見取図（縮尺2500分の1程度の地図に放流経路を赤書きのこと。）	3部	3部
3 浄化槽の配置及び敷地内排水系統（敷地外の放流地点の排水路等を含む。）	3部	3部
4 処理対象人員算定書	3部	3部
5 汚水量及び流入水の生物化学的酸素要求量に関する説明書及び資料	3部	3部
6 浄化槽の設置詳細図（平面図、断面図）	3部	3部
7 建築物の各階平面図（宅地開発に伴う場合は宅地割図）	3部	3部
8 工場生産型浄化槽の場合は、浄化槽法第13条の規定による建設大臣の型式認定シートの写し	3部	3部
9 浄化槽法第13条の規定による建設大臣の型式認定を受けていない浄化槽の場合は、次に掲げる図書 ア 構造図*（水平断面図、縦横断面図、詳細図） イ 処理工程図* ウ 設計計算書及び構造機能を証する関係技術資料など告示等の規定に適合していることを証する図書 エ 構造強度関係図書	3部	3部
10 建築基準法施行令第32条第3項の規定による建設大臣の指定を必要とした場合は、当該指定書の写し	3部	3部
11 開発行為の場合は、開発許可通知書及び工事完了公告以前の建築承認通知書の写し並びに市町村との開発に関する協議書又は覚書等の写し	3部	3部
12 建築基準法第44条、第48条、第51条及び第88条の許可の場合は当該許可書の写し	3部	3部
13 第4の4のなお書きによる許可又は協議等が必要な場合は、それらの許可又は協議等が終了したことを証明する書類の写し	3部	3部
14 その他建築主事又は保健所長が必要と認めた図書	3部	3部

（注）添付部数の欄の「確認等」は第3の1、「届出」は第3の2による場合の添付部数

* 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第3条及び第4条の規定の部数を含む。

* 工場生産型の小規模合併処理浄化槽（処理対象人員50人以下のもの。以下同じ）にあつては、5及び6にかかる添付図書を省略することができる。

なお、6については特殊な荷重がかかる場合、特殊な場所に設置する場合または特殊な設置の仕方をする場合は、省略できない。

別表第2 単独処理浄化槽の設置等の手続に係る添付図書及び部数

添 付 図 書	添 付 図 書	
	確 認 等	届 出
1 単独処理浄化槽概要書（様式第4号）	4部	4部
2 工場生産型浄化槽の場合は、浄化槽法第13条の規定による建設大臣の型式認定シートの写し	2部	3部
3 浄化槽の配置及び敷地内排水系統（敷地外の放流地点の排水路等を含む。）を含んだ建築物の配置図	2部	3部
4 浄化槽に特殊な荷重がかかる場合、特殊な場所に設置する場合、又は特殊な設置の仕方をする場合は、設置詳細図	2部	3部
5 建築物の用途が専用住宅以外の場合は、各階平面図	2部	3部
6 第4の4のなお書きによる許可又は協議等が必要な場合は、それらの許可又は協議等が終了したことを証明する書類の写し	2部	3部
7 その他建築主事又は保健所長が必要と認めた図書	2部	3部

（注）添付部数の欄の「確認等」は第3の1、「届出」は第3の2による場合の添付部数

別表第3 水質基準に適用する水域区分

印旛沼 水域	印旛沼、鹿島川、手繰川、桑納川、神崎川、新川（印旛沼放水路） 師戸川及び印旛沼水域に流入する河川又は水路		
手賀沼 水域	手賀沼、大堀川、大津川、金山落、亀成落及び手賀沼に流入する河川 又は水路		
環境 基準 A 類 型 指 定 水 域 (印 旛 沼 水 域 及 び 手 賀 沼 水 域 を 除 く)	水系	水域名	範囲
	利根川	利根川下流	江戸川分岐点から下流
	常陸利根川	常陸利根川	全域
	江戸川	江戸川上流	栗山取水口より上流
	黒部川	黒部川下流	小堀川合流点より下流
		清水川	全域
	大須賀川	大須賀川	全域
	養老川	養老川上流	高滝ダム貯水池より上流
		高滝ダム貯水池	中之橋・山之根橋からダムサイト
	小櫃川	小櫃川上流	御腹川合流点より上流(亀山ダムを除く)
		御腹川	全域
		亀山ダム貯水池	蔵玉橋・片倉橋からダムサイト
	湊川	湊川	全域
	平久里川	平久里川	全域
		増間川	全域
	夷隅川	夷隅川上流	三口橋より上流
	作田川	作田川	全域
	木戸川	木戸川	全域
	栗山川	栗山川上流	総武本線鉄道橋より上流
		高谷川	全域
	待崎川	待崎川	待崎川・上待崎川全域
	二夕間川	二夕間川	全域
		袋倉川	全域
	長尾川	長尾川	全域
	三原川	三原川	全域
	高田川	高田川	全域
	東京湾	東京湾	富津岬から洲崎に至る東京湾

(注) 「環境基準A類型指定水域」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）
第16条に基づき指定された、環境基準の類型（水質汚濁に係る環境基準に
ついて（昭和46年環境庁告示第59号）別表2に掲げる類型）が「A」で
ある水域をいう。

別表第4 浄化槽の構造等に関する基準

1. 浄化槽の構造

- (1) 浄化槽を敷地等の状況により、やむを得ず次の各号の1に該当する場所に設置する場合はそれらの荷重等に対して安全なように槽の強度を確保するか又は槽にそれらの荷重等が加わらないような措置を講じること。
 - ア 自動車等の通過又は駐車等に供される場所
 - イ 擁壁又は建築物等の基礎に近接した場所
 - ウ 前各号以外で特殊な荷重等を受ける場所
- (2) 槽が2以上に分かれて設置される場合は、基礎を一体のコンクリート造とするほか、相互の配管類は振動等の外力に対しての保護措置を講じること。
- (3) 鉄筋コンクリート造の場合は次の各号に適合する構造とすること。
 - ア 建築基準法施行令第3章の「構造強度」の規定によるほか、社団法人日本建築学会による「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「壁構造関係設計規準・同解説」及び「建築基礎構造設計指針」等を指針として設計すること。
 - イ コンクリートはJASS5鉄筋コンクリート工事標準仕様書による水セメント比55%以下及びスランプ18cm以下の水密コンクリートを使用すること。なお、浄化槽として環境上特に高い水密性が要求されることから、施工に支障のない限り水セメント比50%以下とすること。
 - ウ 鉄筋は原則として異形鉄筋のダブル配筋とすること。また、各隅角部等には曲げ補強筋を配すること。
 - エ 槽の外周の各隅角部にはハンチを設けること。ただし、壁厚が25cm以上の場合は周壁相互間のハンチは設けなくてもよいものとする。
 - オ 槽の内部は厚さ2cm以上の防水モルタル仕上げ、塗布防水等とするほか、付属する各移流管等を含めて、漏水に対し十分有効な構造とすること。

2. 浄化槽の安全措置

- (1) 槽のマンホール等のふたは、構造耐力上安全なものとし、かつ、落ち込み事故等の防止のため、回転ロック等の措置を講じること。

ただし、浄化槽の周囲にフェンスを設置するなど、関係者以外の者がむやみに立ち入れない場合はこの限りでない。
- (2) 槽上部に設ける歩廊等の手摺高は安全上1.1m以上とすること。
- (3) 槽の上面が開放されている場合には、原則として周囲に柵等を設けること。

3. 浄化槽の機能保全・維持管理

- (1) 浄化槽は、屋外に設置すること。ただし、次の各号に該当し支障がないと認められる場合においてはこの限りでない。
 - ア 機能上及び維持管理上有効な送排気設備を設けてあること。

イ 槽の上部に、原則として2 m以上の維持管理上有効な空間が確保されていること。

ウ 維持管理上必要とされる場合は有効な照明設備を設けてあること。

(2) 浄化槽の上部を他の用途に利用する場合で維持管理上支障をきたす恐れのあるときは、有効高さ2 m以上の空間を有する二重スラブ等により作業空間を確保し、強制換気をすること。また、必要に応じ照明設備を設けること。

(3) 浄化槽に故障が生じた場合の警報装置を、浄化槽管理者が容易に察知できる位置に設けること。

(4) 槽のマンホール等をやむを得ずかさあげする場合は維持管理上支障のない程度とすること。

(5) 浄化槽の近くに清掃用の水栓を設けること。

(6) 工場生産型以外の浄化槽には、槽又は機械室等の設置後も見易い位置に、容易に破棄又は消すことができない方法でその浄化槽の工事業者名、施工年月、人槽、汚水量、水質及び処理方式を明示すること。

4. その他

小規模合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽にあっては、2の(2)、(3)及び3の(3)はこの限りではない。

様式第1号



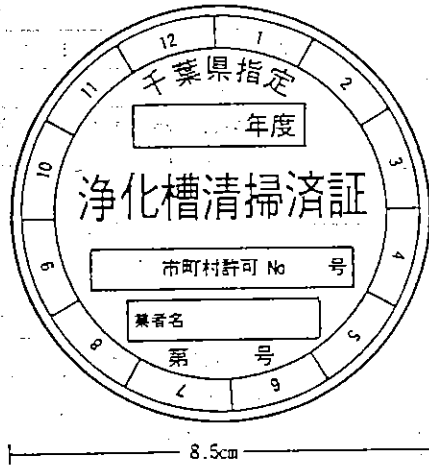
寸法
材質
表示方法

直径7.5 cmの円
アルミ箔
枠 色 銀
字 色 黒
地 色 赤

番号
貼付方法

千葉県環境保全センターの発行番号を一連番号として示す。
糊付（あらかじめ本証の裏に糊を付着させておく）

様式第2号



寸法
材質
表示方法

直径8.5 cmの円
アルミ箔
枠 色 銀
字 色 黒 ただし色は年度ごとに変えるものとする。
地 色 濃緑

清掃実施時期
番号
貼付方法

1から12の数字のうち実施した日の属する月の数を切落す。
千葉県環境保全センターの発行番号を各年度ごとに一連番号として示す。
糊付（あらかじめ本証の裏に糊を付着させておく）

※建築主又は管理者用
 特定行政庁用
 保健所用
 市町村用

様式第3号

合併処理浄化槽概要書

※ 新規
 変更

※確認・届出番号	
※年・月・日	

1 私が計画する当該浄化槽の放流水の放流については指導要綱に基づき、その放流先の確認及び所定の措置を講じました。今後、万一、当該浄化槽に係る苦情や紛争が生じても、自らその処理及び解決にあたります。

2 私は、指定検査機関社団法人千葉県浄化槽検査センターに浄化槽法第7条の規定による設置後等の水質検査を依頼し、また年一回の定期検査を受けます。

設置（申請又は届出）者 氏名 _____ 印 _____
 （自筆記名捺印のこと）

設置者の住所・氏名	TEL _____		
設置場所			
施設の名目			
建築物の用途		処理対象人員（人槽）	人（ 人）
管理事務所	有・無 TEL _____	※水質基準	BOD _____ mg/ℓ以下
放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他（ _____ ）		
使用開始予定年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
(社)千葉県浄化槽協会登録番号(合) 第 _____ 号			

製造業者又は設計業者	住所 氏名又は名称 _____ TEL _____ 印 _____
浄化槽の名称(型式)	型式認定番号 _____

処理方式	二次処理	建設省告示第1292号第 _____ 号の方式	設計水量	汚水量	1人1日平均	1日平均	時間最大	時間最大
					ℓ/人日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /分
方式	三次処理	方式	懸濁物質	水質(BOD)流入	mg/ℓ	放流	mg/ℓ	

各施設設置の概要			
二次処理施設	スクリーン	荒目 mm、細目 mm、微細目 mm	汚泥濃縮貯留槽 _____ m ³
	破砕機	方式 _____	汚泥濃縮槽 _____ m ³
	沈砂他	_____ m ³	汚泥貯留槽 _____ m ³
	沈澱分離槽	_____ m ³	消泡ポンプ槽 _____ m ³
	第1嫌気ろ床	_____ m ³	消毒槽 _____ m ³
	第2嫌気ろ床	_____ m ³	消毒剤 _____ 錠剤、その他（ _____ ）
	流量調整槽	_____ m ³ 時間 _____	脱水管装置 _____ 方式 _____ 能力 _____
	回転板接触槽	m ³ BOD負荷 _____ g/m ³ ・日	その他 _____
	接触ばっき槽	m ³ BOD負荷 _____ kg/m ³ ・日	
	ばっ気槽	m ³ BOD負荷 _____ kg/m ³ ・日	
三次処理施設	沈澱槽	m ³ 水面積負荷 _____ m ² /m ³ ・日	
	施設の名目	規模・能力・方法等	4 _____
	1		5 _____
	2		6 _____
3		7 _____	

処理工程の概要図 _____

工事業者	住所 氏名又は名称 法人にあって は代表者	TEL 登録番号 又は届出番号 ④ 浄化槽設備士名	知事()第 号
	業者名 所在地 代表者名	TEL 千葉県知事()第 号 千葉市長()第 号	
清掃業者	業者名 所在地 代表者名	TEL 市町村許可番号	
浄化槽管理者	住所	氏名 TEL	
※ 技術 管理者	氏名	住所	所属
※ 変更 (廃止) 欄	変更年月日	変更内容	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
付近の見取図(設置位置・放流経路・放流先・方位・道路及び目標となる地形を明示)			

1. 三次処理施設の欄は、一・二次処理と同様に記入すること。
2. 放流先又は放流方法の欄は該当する事項を○で囲み、その他の欄は必要事項を記入すること。
3. ※欄は記入しないこと。

※建築主又は管理者用
 特定行政庁用
 保健所用
 市町村用

様式第4号

※確認・届出番号		<h2 style="margin:0;">単独処理浄化槽概要書</h2>		※	新規	
※年・月・日					変更	
<p>1 私が計画する当該浄化槽の放流水の放流については指導要綱に基づき、その放流先の確認及び所定の措置を講じました。今後、万一、当該浄化槽に係る苦情や紛争が生じても、自らその処理及び解決にあたります。</p> <p>2 私は、指定検査機関社団法人千葉県浄化槽検査センターに浄化槽法第7条の規定による設置後等の水質検査を依頼し、また年一回の定期検査を受けます。</p> <p style="text-align:right;">設置（申請又は届出）者 氏名 (自筆記名捺印のこと) 印</p>						
設置者の住所	TEL					
設置場所の地名地番						
建築物の構造・面積等	造	階建	延床面積	㎡		
使用開始予定年月日	平成	年	月	日		
(社)千葉県浄化槽協会登録番号(単) 第 号						
処理対象人員の算定	建築物の用途	算定式(算定根拠)	処理対象人員			
				人		
種類	製造業者名(会社名)					
	名称(型式)					
	型式認定番号					
	昭和55年建設省告示第1292号第 号による	方式				
放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他()					
工事業者	業者名	登録番号	知事(登)	第	号	
	電話番号	又は 届出番号	知事(届)	第	号	
	所在地					
	代表者名	④ 浄化槽設備士名				
<p>付近の見取図(設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示する。)</p>						

1. 放流先の欄は該当する事項を○で囲み、その他の欄は必要事項を記入すること。
2. ※欄は記入しないこと。

保守点検契約業者		業者名 所在地 代表者名	TEL 千葉県知事登録 千葉県長登録	号 号
清掃契約業者		業者名 所在地 代表者名	TEL 市町村許可番号	
浄化槽管理者		住所 氏名		
※ 変 更 欄	変更年月日	変 更 内 容		
※ 特 記 事 項				
三 次 処 理 (特 殊 荷 重) 現 場 打 etc				

様式第5号

建築主または管理者用
千葉県浄化槽協会用
浄化槽工事業者用

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員(人槽) 人()人)

浄化槽協会登録番号(単・合)第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

平成 年 月 日

浄化槽工事業者住所・氏名・登録番号

印

登録・届知事()第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

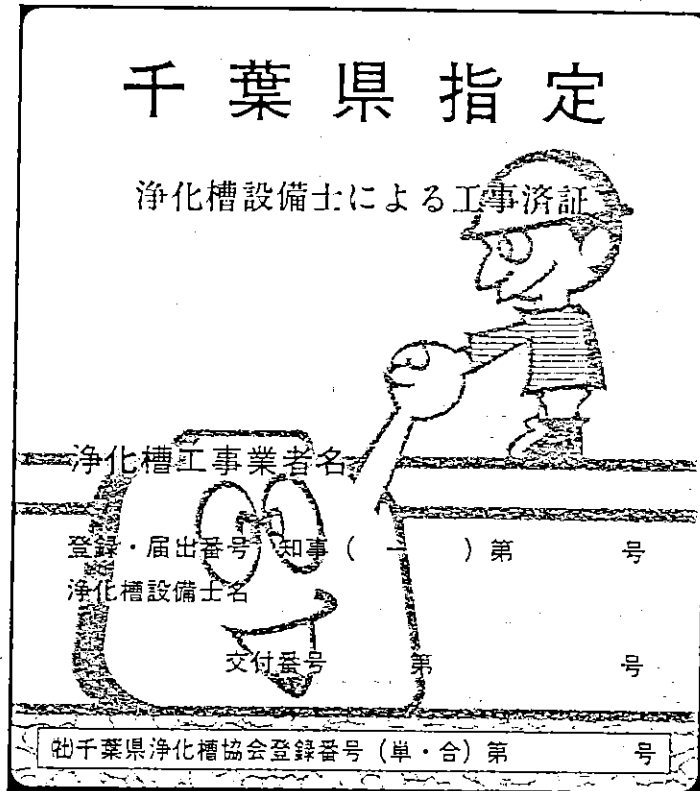
印

第 号

<別表>チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検査項目	チェックのポイント	欄
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約 有 保守点検業者名 登録番号 無 放流先 有 無 蒸発散		



寸 法 9 cm × 8 cm

材 質 アルミ箔

表示方法 字 色 黒

地 色 淡青

枠 色 黒

貼付方法 糊付（あらかじめ本証の裏に糊を付着させておく）

* 浄化槽使用開始後 6 ヶ月以内に貼付のこと

別図第1

